

この注意事項は、利用責任者が利用者全員に配付した上で、保管してください。
また、利用責任者は、利用の都度、この注意事項を持参し、改めて利用者全員への周知をお願いします。

県立学校施設開放

新型コロナウイルス感染症対策における注意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、再開後の施設の利用にあたっては、これまでの取扱いに加え、次の事項を遵守してください。

児童・生徒の安全、安心な生活の確保のため、また、利用者の皆様にも安全に施設を利用させていただくため、ご協力をお願いします。

1 施設利用前

- 利用責任者は、別紙1「施設利用者名簿」を参考に、利用者全員の氏名及び連絡先を記載した名簿を作成してください（任意の様式でも構いません）。
- 1回の開放で複数の団体が利用する場合は、各団体がそれぞれ利用者名簿を作成し、利用責任者が確認できる体制をとるなど、すべての利用者を把握できるようにしてください。
- 作成した名簿は、学校への提出は不要です。利用責任者が利用日から1ヵ月間保管してください。（利用者に感染が判明した場合、濃厚接触者を特定する必要があるため、作成をお願いするものです。感染拡大の防止にご協力をお願いします。）
- 利用責任者は、施設を利用する前に、以下の事項について、利用者全員に確認してください。確認の結果、①～⑧に該当した方や、当日の体調が優れない方については、施設の利用を控えてください。

【施設利用前に利用者全員が確認すべき事項】

- 利用当日の体温
- 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ① 平熱を超える発熱
 - ② 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ③ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ④ 嗅覚や味覚の異常
 - ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

裏面も確認をお願いします

2 施設利用中

- 他の利用者等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。なお、利用人数の上限は、屋内施設（体育館、学習施設等）の場合、座席のある施設は、座席数の50%以内の人数、座席のない施設は、他の利用者等と2m以上を確保できる人数となるようにしてください（具体的な人数は施設によって異なるため、あらかじめ学校に確認してください）。
- マスクを持参し、スポーツを行っていない際や会話をする際には着用してください。
- スポーツを行う際は、各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等を踏まえた活動をお願いします。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください（**アルコール等は利用者が持参してください**）。
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
- 利用中は、十分な換気を行い、密閉空間とならないよう注意してください。
- 応援、見学等は、利用者に児童・生徒がいる場合にその保護者に限るなど、必要最小限の人数としてください。特に屋内施設（体育館、学習施設等）の応援・見学等は、上限となる利用人数内をお願いします。

3 施設利用後

- 施設の利用後は、必ず利用施設の消毒を行ってください（利用時間内での作業をお願いします）。**

ドアノブ、手すり、引き戸の取手、照明スイッチ、水道の蛇口、トイレのレバー、便座、トイレットペーパーホルダー、共用の道具・物品、清掃用具、ライン引き等の持ち手、その他複数の利用者が触れると思われる箇所

- 消毒に使用する消毒液・除菌剤等については、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いることとし、別紙2及び別紙3の資料を参照のうえ、**利用者が持参してください。**
- 施設利用日誌裏面のチェックリストの項目を記載し、施設利用後に学校に提出してください。**
- 利用者が持参したものは、ゴミを含め全て持ち帰ってください。
- 利用前後のミーティング等においても、「三つの密（※）」を避ける事、会話時にマスクを着用するなどの感染症対策に十分に配慮してください。
- 利用後2週間以内に、利用者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、感染を診断した医師及び保健福祉事務所等の指示・指導に従ってください。

（※）これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。

4 その他

- 感染防止のために学校が決めたその他の措置や、学校の指示に従ってください。
- 以上の点が遵守できない場合、またはできなかった場合は、児童・生徒や他の利用者の安全を確保する観点から、利用承認の取消、中止を求めることがあります。
- 感染状況等により、学校の教育活動に影響が出た場合は、施設の開放を中止することがあります。

【添付資料】

別紙1「施設利用者名簿」（学校への提出は不要です。）

別紙2「身のまわりを清潔にしましょう」（厚生労働省作成）

別紙3「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」（経済産業省作成）

県立横浜桜陽高等学校 事務室

045-862-9343

案内番号 5 番